

**【表紙】**

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月25日
【届出者の氏名又は名称】	マネーフォワードコンサルティング株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目1番21号
【電話番号】	03-6453-9160(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社マネーフォワード執行役員 グループCCDO上利 陽太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	マネーフォワードコンサルティング株式会社 (東京都港区芝浦三丁目1番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、マネーフォワードコンサルティング株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、アウトルックコンサルティング株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注6) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年12月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとし、「本公開買付届出書」といいます。)及びその添付書類である2025年11月13日付公開買付開始公告(2025年12月1日付の公開買付開始公告の訂正の公告を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者は、本公開買付届出書の提出日時時点では、公開買付者の親会社である株式会社マネーフォワード(以下「マネーフォワード」といいます。)の普通株式に係る直近事業年度末(2024年11月30日)時点の外国法人等による所有割合が約42%であったことから、公開買付者が「外国投資家」(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第26条第1項)に該当することによって本公開買付けによる対象者の普通株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関して外為法第27条第1項に従った日本銀行を経由しての財務大臣及び事業所管大臣への届出(以下「外為法事前届出」といいます。)を行う必要性を具体的に認識しておりませんでした。もっとも、マネーフォワードが2025年11月期(第14期)株主総会招集通知及び有価証券報告書の作成のために、同年12月3日に株主名簿管理人より受領した、同事業年度末(2025年11月30日)時点のマネーフォワードの株式分布状況によって、同時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が50%以上であったことが判明しました。これを受け、マネーフォワード及び公開買付者において確認を進めたところ、2025年12月中旬に、公開買付者が上記「外国投資家」に該当することにより、本株式取得に当たり、公開買付者において外為法事前届出を行う必要があることが判明したため、公開買付者は、2025年12月18日に、外為法事前届出を行い、同日付で受理されております。また、公開買付者は、2025年12月25日現在、外為法事前届出に係る所管庁による審査が完了しておらず、外為法第27条第2項所定の待機期間が終了していないことを踏まえ、同日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、届出当初の公開買付期間の末日である2025年12月25日から12営業日を経過した日にあたる2026年1月20日まで延長することを決定しました。

これに伴い、公開買付届出書の記載事項及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 公開買付届出書

#### 第1 公開買付要項

##### 3 買付け等の目的

###### (1) 本公開買付けの概要

###### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

( )対象者の意思決定の内容

###### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

#### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

##### (1) 買付け等の期間

届出当初の期間

##### (2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

#### 6 株券等の取得に関する許可等

##### (1) 株券等の種類

##### (2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

### 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第 1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

なお、対象者が2025年11月12日に公表した「親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第1回新株予約権の所有者(以下「第1回新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第2回新株予約権の所有者(以下「第2回新株予約権者」といい、第1回新株予約権者と第2回新株予約権者を総称して「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、第2回新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。かかる対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

なお、対象者が2025年11月12日に公表した「親会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第1回新株予約権の所有者(以下「第1回新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第2回新株予約権の所有者(以下「第2回新株予約権者」といい、第1回新株予約権者と第2回新株予約権者を総称して「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、第2回新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。かかる対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025年11月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、公開買付者は、直近事業年度末(2024年11月30日)時点の外国法人等によるマネーフォワードの普通株式の所有割合が約42%であったことから、2025年11月13日時点では、「外国投資家」(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みま  
す。以下「外為法」といいます。)第26条第1項)に該当することによって本公開買付けによる対象者の普通株式の  
取得(以下「本株式取得」といいます。)に関して外為法第27条第1項に従った日本銀行を経由しての財務大臣及び  
事業所管大臣への届出(以下「外為法事前届出」といいます。)を行う必要性を具体的に認識しておりませんでした。も  
っとも、2025年12月3日に、マネーフォワードが、同年11月期(第14期)株主総会招集通知及び有価証券報告  
書の作成のため、マネーフォワードの株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社より、同事業年度末(2025年  
11月30日)時点のマネーフォワードの株式分布状況の速報値を受領したところ、同時点の外国法人等によるマネー  
フォワードの普通株式の所有割合が50%以上であったことが判明しました。これを受けて、マネーフォワード及び  
公開買付者において、公開買付者における本株式取得に関する外為法事前届出の要否の確認を進めたところ、2025  
年12月中旬、マネーフォワード及び公開買付者が外為法上の「外国投資家」(外為法第26条第1項)に該当すること  
により、本株式取得に当たり、公開買付者において外為法事前届出を行う必要があることが判明したため、公開買  
付者は、同月18日に、外為法事前届出を行い、同日付で受理されております。また、公開買付者は、2025年12月25  
日現在、外為法事前届出に係る所管庁による審査が完了しておらず、外為法第27条第2項所定の待機期間が終了し  
ていないことを踏まえ、同日付で、公開買付期間(下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及  
び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決  
定の過程及び理由」の「( )対象者の意思決定の内容」で定義します。以下同じです。)を、届出当初の公開買付期  
間の末日である2025年12月25日から12営業日を経過した日にあたる2026年1月20日まで延長し、合計42営業日とす  
ることを決定いたしました。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

( )対象者の意思決定の内容

(訂正前)

<前略>

加えて、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に該当する買付予定数の下限が設定されていないものの、その他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられていると解されることに鑑みると、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えているとのことであり、また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としていること等に鑑みれば、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件についても、本公開買付けの公正性の担保に配慮したものであり、妥当なものであると考えているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

加えて、対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に該当する買付予定数の下限が設定されていないものの、その他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置が十分に講じられていると解されることに鑑みると、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えているとのことであり、また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2025年12月18日に外為法事前届出を行い、同月25日付で、公開買付期間を2026年1月20日まで延長することを決定し、これにより公開買付期間は42営業日に延長されています。)としていること等に鑑みれば、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件についても、本公開買付けの公正性の担保に配慮したものであり、妥当なものであると考えているとのことです。

<後略>

## (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

## 株式併合

## (訂正前)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に対して要請する予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026年3月上旬頃を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

&lt;後略&gt;

## (訂正後)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に対して要請する予定です。本臨時株主総会を開催する場合、2026年3月下旬頃を目途に開催される予定ですが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

&lt;後略&gt;

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

## (訂正前)

買付け等の期間	2025年11月13日(木曜日)から2025年12月25日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年11月13日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## (訂正後)

買付け等の期間	2025年11月13日(木曜日)から2026年1月20日(火曜日)まで(42営業日)
公告日	2025年11月13日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## (2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置</p> <p style="text-align: center;">&lt; 前略 &gt;</p> <p>また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
-------	---

(訂正後)

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置</p> <p style="text-align: center;">&lt; 前略 &gt;</p> <p>また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日と比べて比較的長期である42営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p>
-------	---

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

## (1) 【株券等の種類】

普通株式

## (2) 【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本公開買付けによる本株式取得に関して、2025年12月18日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

## (3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

## (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年1月6日(火曜日)

(訂正後)

2026年1月27日(火曜日)

## 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2025年12月25日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。